

交通切符制度、交通反則通告制度及び点数切符制度の運用・取扱要領の制定について

(平成7年2月20日甲通達交指第7号、甲通達運教第7号)

みだしのことについては、平成7年4月1日から実施されているもので、その概要は、道路交通法（以下「法」という。）違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に関する処理手続、法第9章に規定する反則行為に関する処理手続の特例並びに基礎点数のみが付される違反事件処理手続の運用・取扱いに関し必要な事項を定めたものである。